

お知らせ

2019年2月1日
九州電力株式会社**玄海原子力発電所1号機 第2回施設定期検査（廃止措置段階）を開始します**

— 廃止措置期間中に必要な施設の機能・性能維持の確認 —

玄海原子力発電所1号機は、2017年4月19日に廃止措置計画の認可を受け、廃止措置作業を進めておりますが、原子炉等規制法に基づき、2019年2月4日から約3ヶ月の予定で、第2回施設定期検査（廃止措置段階）を実施します。

施設定期検査においては、廃止措置期間中に機能を維持すべき次の施設について、機能・性能を確認します。

- (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (2) 放射線管理施設
- (3) 非常用電源設備

施設定期検査の実施にあたっては、安全確保を最優先に、検査を一つひとつ丁寧に進めてまいります。

以上